

住友不動産グループ サステナブル調達ガイドライン

目的：サプライチェーン全体として、持続可能な社会の実現に貢献する。

制定日：2020年4月

適用範囲：住友不動産グループ

取引先各社には、ガイドラインへの協力を要請するとともに、サステナビリティに取り組んでいる取引先からの優先的な調達に努める。

【サステナブル調達ガイドライン】

1. 法令等の遵守

- ・事業を行う国や地域の社会規範、規則、法令、国際条約等を遵守する。

2. 人権の尊重

- ・「国際人権憲章」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権、労働に関する国際的基準を支持、尊重する。
- ・以下の事項による差別やハラスメントを禁止し、権利を尊重する。
人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分、年齢、疾病の有無
- ・児童労働や強制労働を行わない。
- ・適切な労働時間管理を行い、過重労働を防止する。
- ・結社の自由、団体交渉権を尊重する。
- ・各国で定められた最低賃金以上の賃金を支払い、生活の安定に努める。
- ・労働災害を防止するべく、対策、注意喚起を行う。

3. 企業倫理の確立

- ・マネーロンダリングや贈収賄等、腐敗行為を行わない。
- ・反社会的勢力との取引を行わない。
- ・知的財産権を保護、尊重する。

4. 環境への配慮

- ・気候変動リスク低減のため、温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の削減に努める。
- ・水資源やエネルギーの効率的使用に努める。
- ・生物多様性への負荷の低減に努める。
- ・有害な化学物質を適切に管理、処理することにより、土壌、水質、大気汚染を防止する。
- ・事業に使用する資源の有効利用及び廃棄物削減に努める。

5. 品質の確保・向上

- ・商品・サービスについて、当社が定める品質を確保するとともに、更なる品質の向上に努める。
- ・不当な広告、宣伝を行わない。

6. 情報セキュリティの確保

- ・個人情報、機密情報の保護、適切な管理、処理に努める。